



おやま権利擁護通信

発行：小山町権利擁護支援センター
（小山町社会福祉協議会内）
小山町小山 75-7
小山町健康福祉会館 2階
TEL：0550-76-9906

社会福祉法人小山町社会福祉協議会では、今年度小山町から「小山町権利擁護支援センター事業」の委託を受け、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分であっても、尊厳を持ちながら、自分らしい生活をしていくため、成年後見制度の相談や利用支援等を行います。

そこで、成年後見制度や権利擁護に関するサービスが、必要な人に対して適切な利用に繋がるよう『おやま権利擁護通信』を9月より隔月で発行し、様々な情報提供を行っていきます。

生活の中で、困りごとや心配ごとはありませんか？（受付窓口：電話76-9906）

「暮らしのサービスが適切につかえない」「お金の管理や契約に自信がない」「書類の手続きに困っている」などの生活の不安を解消してくれる福祉サービスがあります。小山町権利擁護支援センター事業として今年度から始めた事業や小山町社会福祉協議会で従来から実施している事業をご紹介します。制度の利用やご興味のある方は、お気軽にご相談ください。

成年後見制度に関する相談

成年後見制度の相談を受け付けます。センターでは、本会職員での対応が困難な相談については、弁護士や司法書士と連携して相談に対応します。



法人後見事業

小山町社会福祉協議会が『法人』として成年後見人等になり支援を行います。

成年後見制度に関する普及・啓発

成年後見制度を町民の皆様幅広くご理解いただくために、制度の広報や研修会等を開催します。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

市民後見人の養成

「市民後見人」の養成講座を実施するとともに、市民後見人の活動を支援します。

また、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう援助します。

成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用や申立の支援を行います。

事務局から

センターへは、以下のような相談が寄せられています。

- ・母親の施設の使用料を払うために、母親名義の預金の払戻をしようとしたが、本人でないと払戻しできないと断られた。（親族から）
- ・通帳の届出印がどれか分からず、払戻のたびに違う印鑑を持参する預金者がいる。（金融機関から）
- ・障がいのある息子と二人暮らしの母親の物忘れが進んでいる。息子はお金の管理が出来ない。（ケアマネから）

センターでは、成年後見制度やその人に相応しい福祉のサービスに繋がるまでの支援を行っています。また、断らない相談を心がけています。少しでも気になることがある方は、お気軽にご相談ください。



御殿場市・小山町主催 市民後見人養成講座参加者募集

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の生活を市民感覚で支援し、成年後見活動を行っていく「市民後見人」養成講座を開催します。日程やカリキュラムは以下の通りです。

対象者 次のいずれにも該当する方

- ① 成年後見制度及び高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意がある方
- ② 権利擁護及び福祉の担い手として活動する意欲がある方
- ③ 20歳から概ね70歳までの心身共に健康である方
- ④ 御殿場市又は小山町に住所を有している方
- ⑤ 市民後見人養成講座の全日程を受講できる見込みがある方
- ⑥ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会又は行政書士会に所属していない方

| お問合せ/申込受付 小山町社会福祉協議会 ☎76-9906 9月11日(金)まで | | | |
|--|----------------------|----------------|---------------|
| | 開催日時 | テーマ | 科目 |
| ① | 10月1日(木)9:30~16:10 | 開講式・市民後見概論 ほか | 市民後見概論 ほか |
| ② | 10月8日(木)10:00~16:10 | 対象者理解 ほか | 認知症高齢者 ほか |
| ③ | 10月15日(木)10:00~16:30 | 成年後見制度の基礎 ほか | 日常生活自立支援事業 ほか |
| ④ | 10月16日から11月4日までの間の1日 | 体験実習 | 同行訪問 |
| ⑤ | 11月5日(木)10:00~16:10 | 民法その他の法律の基礎 ほか | 家族法、財産法、刑法 ほか |
| ⑥ | 11月12日(木)10:00~17:00 | 関係制度・法律 | 健康保険制度 ほか |
| ⑦ | 11月19日(木)10:00~16:10 | 成年後見の実務 | 財産管理、身上監護 ほか |
| ⑧ | 11月26日(木)10:00~16:10 | 成年後見の実務 | 後見開始審判の流れ ほか |
| ⑨ | 12月3日(木)10:00~12:30 | 成年後見の実務 | 死後事務 ほか |
| ⑩ | 12月10日(木)10:00~16:00 | 課題演習(グループワーク) | 事例報告と検討 |
| ⑪ | 12月17日(木)10:00~12:00 | レポート作成・修了式 | 市民後見人像 |

会場：御殿場市民交流センターふじざくら及び御殿場市役所玉穂支所他



成年後見制度とは、どんな制度？

私たちは、「食料品や日用品を買う」「預貯金の入金や出金をする」などの日常的な行為のほか、賃貸借の契約、福祉サービスの利用の手続き、預貯金や不動産の管理など、日々の生活の中で様々な判断や決定をしています。

しかし、判断する能力が十分でない場合は、自分に不利益な契約であってもよく分からないまま契約をしてしまい、悪徳商法などの被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方々が、その人らしく安心して生活できるよう、権利や財産を保護し、支援する制度です。